

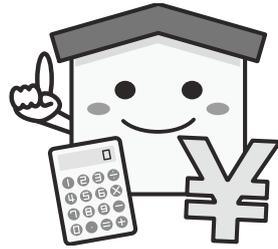
住宅借入金等特別控除について

令和3年中に住宅を新築・取得または増改築等をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件を満たした方は「住宅借入金等特別控除」を受けることができ、所得税及び復興特別所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、住宅を取得等し、居住を開始した日の属する年分の翌年に所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要があります。

●申告会場に持参する書類

- ① 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（原本）
※2か所以上から借入れがある場合はすべての証明書
- ② 家屋の請負契約書または売買契約書の写し
※契約年月日・契約金額・契約者名・床面積等の物件記載のページと収入印紙が添付してあるページ
- ③ 家屋の登記事項証明書（原本）
※権利証（登記済証）ではありません。
※法務局へ交付請求してください。
- ④ 令和3年分の給与所得または公的年金等の源泉徴収票（原本または写し）
- ⑤ 給与収入または公的年金等の収入がある場合
- ⑥ マイナンバーの確認できる書類及び身元確認書類
- ⑦ 預金通帳口座番号（申告者名義）
- ⑧ 住宅敷地の取得に係る借入金等がある場合
- ⑨ 土地の登記事項証明書（原本）・土地の売買契約書の写し
- ⑩ 増改築などの場合
- ⑪ 建築確認済証（写し）、検査済証（写し）、または増改築等工事証明書（原本）
- ⑫ 控除期間13年間の特例の1年延長（コロナ特例）の場合
※注文住宅は令和2年9月末までの契約、分譲住宅等は令和2年11月末までの契約で、令和3年12月末までに入居された方
- ⑬ 入居時期に関する申告書兼証明書（原本）
その他の確定申告に必要な書類等については、広報かみのかわ2月号に掲載します。

▼問い合わせ先 税務課 住民税係 ☎9122



介護認定をお持ちの方が受けられる控除について

○介護サービス利用料

介護事業所が発行する領収書に「医療費控除対象額」が記載されている場合は、その額が医療費控除の対象になります。ただし、高額介護サービス費等で払い戻しを受けた額は除きます。

○障がい者控除

介護認定情報の内容が基準を満たす場合に町が発行する「障がい者控除対象者認定書」で障がい者控除が受けられます。

▼申請方法 健康福祉課窓口にて介護保険被保険者証の写しをお持ちください。

▼交付方法 後日申請者宛に郵送

○おむつ代の医療費控除

確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師が発行したおむつ使用証明書がなくとも、介護認定情報の内容が基準を満たす場合に町が発行する確認書で医療費控除が受けられます。

▼申請方法 健康福祉課窓口にて介護保険被保険者証の写しをお持ちください。

▼交付方法 後日申請者宛に郵送

※郵送で交付しますので、確定申告前に余裕をもって手続きをお願いいたします。

▼問い合わせ先

健康福祉課 高齢者支援係 ☎9102



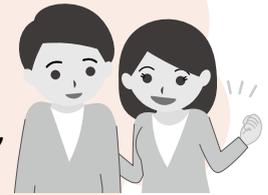
命の門番「ゲートキーパー」って知っていますか？

ゲートキーパーとは、コロナ禍の自殺対策でも注目されている、「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人」のことです。ゲートキーパーになるには、特別な資格は必要ありません。ほんの少しの心がけで、誰もがゲートキーパーになることができます。



ほんの少しの心がけのポイント

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 気づく | …家族や友達、同僚などの「いつもと違う様子」に気づくこと |
| 声をかける | …「私で良ければ話を聞くよ」と心配しているサインを送ること |
| 話を聞く | …相手の話をゆっくり聞くこと |
| 見守る | …その後の様子を気にかけて、声をかけたり、見守っているサインを送ること |



日々のコミュニケーションの一つ一つが、あなたの大切な人の命を守るための行動につながります。

生き心地の良いまちを目指して、講演をきいてみませんか？

ゲートキーパー養成講演会参加者募集

- ▼日時 = 2月3日(木) 午前10時～11時30分(受付:午前9時45分開始)
- ▼場所 = 上三川いきいきプラザ 中会議室
- ▼講師 = 藤原雄一氏(産業カウンセラー・臨床発達心理士)
- ▼定員 = 20名(要予約 先着順)
- ▼予約方法 = ①電話 ②町ホームページ下部のお問い合わせフォームから、健康福祉課 成人健康係あてメール(トップページで「ゲートキーパー養成講演会」を検索)
- ▼締切 = 1月28日(金)

▼問い合わせ先 = 健康福祉課 成人健康係 ☎669133

都市計画税条例の一部改正のお知らせ

令和3年度の税率を0.18%としていた都市計画税の税率について、令和4年度の税率を0.165%、令和5年度の税率を0.145%に変更します。

なお、改正後の都市計画税の税額については、4月初めに送付します「固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書」で納税義務者の皆様へお知らせします。

▼問い合わせ先 = 税務課 資産税係 ☎669123

暮らしを豊かに、新たなステージへ。

日産リーフ e+



日産リーフ e+ (62kWhバッテリー搭載車)
心おきなくロングドライブを楽しめる。
62kWh(リチウムイオン電池)搭載車
→充電走行距離(WLTC)約458km

NISSAN 栃木日産 上三川店 TEL 0285-56-7723

相続対策【遺言・遺産承継】 認知症対策【後見・家族信託】
無料・出張相談にも応じます。

司法書士 ゆい総合法律事務所



河内郡上三川町しらさぎ1-25-7 TEL:0285-37-9742 上三川 司法書士

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。